

平成19年第4回定例会

富良野市議会会議録（第4号）

平成19年12月21日（金曜日）

平成19年第4回定例会

富良野市議会会議録

平成19年12月21日(金曜日)午前10時01分開議

議事日程(第4号)

- 日程第 1 議案第 1号 平成19年度富良野市一般会計補正予算(第5号)
議案第18号 指定管理者の指定について(富良野市立養護老人ホーム寿光園)
議案第19号 指定管理者の指定について(富良野市屋外スポーツ施設)
- 日程第 2 議案第 2号 平成19年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 3 議案第 3号 平成19年度富良野市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 4 議案第 4号 平成19年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 議案第 5号 平成19年度富良野市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 6 議案第 6号 平成19年度富良野市水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第 7号 平成19年度富良野市ワイン事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第 8号 富良野市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 9号 富良野市犯罪のない安全で安心な地域づくり条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 富良野市学童保育センター設置条例の全部改正について
- 日程第11 議案第11号 富良野市議会議員及び富良野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第12号 政治倫理の確立のための富良野市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 富良野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第15号 富良野市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第16号 富良野市立学校設置条例の一部改正について
- 日程第17 議案第17号 富良野市建築確認申請等手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第18 議案第22号 富良野市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第23号 富良野市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の制定について
- 日程第20 意見案第1号 BSE全頭検査の実施に関する意見書
- 日程第21 意見案第2号 医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書

- 日程第 2 2 意見案第 3 号 季節労働者対策の強化を求める意見書
 日程第 2 3 意見案第 4 号 灯油等石油製品の価格を引き下げするための緊急対策を求める意見書
 日程第 2 4 意見案第 5 号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書
 日程第 2 5 意見案第 6 号 「森林環境税（仮称）」の導入を求める要望意見書
 日程第 2 6 意見案第 7 号 産地づくり交付金等の税制特例による一時所得扱いの継続を求める意見書
 日程第 2 7 意見案第 8 号 いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書
 日程第 2 8 閉会中の所管事務調査について
 閉会中の都市事例調査について

出席議員（18名）

議長 18番	北 猛 俊 君	副議長 17番	日 里 雅 至 君
1番	佐々木 優 君	2番	宮 田 均 君
3番	広 瀬 寛 人 君	4番	大 栗 民 江 君
5番	千 葉 健 一 君	6番	今 利 一 君
7番	横 山 久仁雄 君	8番	岡 本 俊 君
9番	穴 戸 義 美 君	10番	大 橋 秀 行 君
11番	覚 幸 伸 夫 君	12番	天 日 公 子 君
13番	東海林 孝 司 君	14番	岡 野 孝 則 君
15番	菊 地 敏 紀 君	16番	東海林 剛 君

欠席議員（0名）

説明員

市長	能 登 芳 昭 君	副市長	石 井 隆 君
総務部長	下 口 信 彦 君	市民部長	大 西 仁 君
保健福祉部長	高 野 知 一 君	経済部長	石 田 博 君
建設水道部長	里 博 美 君	看護専門学校長	登 尾 公 子 君
商工観光室長	高 山 和 也 君	中心街整備推進室長	細 川 一 美 君
総務課長	松 本 博 明 君	財政課長	鎌 田 忠 男 君
企画振興課長	岩 鼻 勉 君	教育委員会 委員長	齊 藤 亮 三 君
教育委員会 会長	宇佐見 正 光 君	教育委員会 部長	杉 浦 重 信 君
農業委員会 事務局 会長	大 西 克 男 君	監査委員	松 浦 惺 君
監査委員 事務局 会長	中 村 勇 君	公事平委員会 事務局 会長	中 村 勇 君
選挙管理委員会 委員長	藤 田 稔 君	選挙管理委員会 事務局 会長	藤 原 良 一 君

事務局出席職員

事務局 長 大畑 一 君
書 記 日 向 稔 君
書 記 渡 辺 希 美 君

書 記 鷓 飼 祐 治 君
書 記 大 津 諭 君

午前10時01分 開議
(出席議員数18名)

開 議 宣 告

議長(北猛俊君) これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長(北猛俊君) 本日の会議録署名議員には、

今 利 一 君
覚 幸 伸 夫 君

を御指名申し上げます。

市長の訂正発言

議長(北猛俊君) この際、12月18日に行われました一般質問について、あらかじめ申し出のありました市長の発言を許可いたします。

市長能登芳昭君。

市長(能登芳昭君) - 登壇 -

議長の発言のお許しをいただきましたので、申し上げたいと存じます。

先刻、18日の天日議員の一般質問1件目の国民健康保険についての答弁におきまして、「医療通知書は国の基準により郵便料金など全額補てんされており」と申し上げましたが、「応分の補てんがされており」に御訂正をさせていただきたく、ここにおわびを申し上げたいと思います。

以上です。

議長(北猛俊君) 以上で、市長の発言を終わります。

諸 般 の 報 告

議長(北猛俊君) 事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長大畑一君。

事務局長(大畑一君) - 登壇 -

議長の諸般の報告を朗読いたします。

今定例会の追加議案につきましては、議会側提出の事件、意見案8件、事務調査1件、都市事例調査1件があり、本日配付の議会側提出件名表ナンバー2に記載のとおりでございます。

以上でございます。

議会運営委員長報告

議長(北猛俊君) 次に、本定例会の運営に関して、議会運営委員長より報告を願います。

議会運営委員長岡本俊君。

議会運営委員長(岡本俊君) - 登壇 -

議会運営委員会より、12月18日、日程終了後、委員会を開催し、追加議案の取り扱いについて審議いたしました結果を御報告申し上げます。

追加議案は、議会側提出案件10件で、その内訳は、意見案8件のほか各委員会より閉会中の事務調査1件、都市事例調査1件の申し出がございます。

いずれも本日の日程の中で御審議願うことにしております。

以上を申し上げまして、議会運営委員会からの報告を終わらせていただきます。

議長(北猛俊君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のとおり、本定例会を運営いたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

日程第1

議案第1号 平成19年度富良野市
一般会計補正予算(第5号)

議案第18号 指定管理者の指定に

ついて（富良野市立養護老人ホーム
寿光園）
議案第19号 指定管理者の指定に
ついて（富良野市屋外スポーツ施
設）

議長（北猛俊君） 日程第1 議案第1号
平成19年度富良野市一般会計補正予算及び
これに関連する議案第18号指定管理者の指
定について（富良野市立養護老人ホーム寿光
園）、議案第19号指定管理者の指定につ
いて（富良野市屋外スポーツ施設）、以上3件
を一括して議題といたします。

最初に、議案第18号指定管理者の指定に
ついて（富良野市立養護老人ホーム寿光園）
を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

8番岡本俊君。

8番（岡本俊君） 今回の寿光園の指定管
理者の指定についてですが、資料としていた
だきまして、それぞれ総合点を含めて資料を
いただいたわけですが、やはりあそこは今ま
でと違って、利用するというより、むしろ居
住している方がたくさんおられて、それを指
定管理に出すということでは、ある一定のマ
ンパワーと一定の人員をしっかりと確保しな
ければいけない、そういう部分でも採点がご
ざいますが、このあさひ郷の平均の勤続年数
というのですか、それはどのようにの中で審
査されたのか、その点について御質問した
いと思えます。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長下口信彦君。

総務部長（下口信彦君） 岡本議員の質
問に答えていきたいと思いますが、職員の勤
続年数というものにつきましては、私ども検
討の材料とさせていただいたわけではないわ
けでございます。施設におかれまして、この
あさひ郷が適正かどうかという中で選定を
させていただいたということでございます。

ということは、必要な人員が確保されてい

るか、スムーズに運営がされるかというこ
との中で、人員配置等の中で選定をさせて
いただいたということでございます。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

8番岡本俊君。

8番（岡本俊君） 寿光園に居住されて
いる方を含めて、サービスを受ける側とし
ては親近感を持つとか、いろいろそういう
部分というのは加味されるべきだと思うの
ですが、私は労働環境を含めて大変厳しく
て、人の入れかわりというのは否定するも
のではないのですが、やはり長くそこに携
わるほうが安定したサービスが提供でき
るのではないかと、そう思っているもので
すから、あさひ郷の広報だとかを見ると、
大変お世話になりましたと、新しく入り
ました、よろしくお願ひしますと、そう
いう部分で、いろいろな事情があるかも
しれませんが、人の出入りが多いという
印象を持っているものですから、そう
いう部分で寿光園を指定管理する場合
において、寿光園には一定の長期の、そ
して、そこに住んでいる人たちのことを
理解できるような体制が必要ではないか
と理解しているものですから、できれば
そこにいる方は、トップは長いとは思
いますけれども、サービスを提供する側
としては、やはりそこで長く働いて
いただいて安定的なサービスをして
いただきたいと、そういう思いで言
っているわけですが、その辺について
はどうですか。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

保健福祉部長高野知一君。

保健福祉部長（高野知一君） 岡本議
員の再質問にお答えをいたします。

富良野あさひ郷さんの職員関係の離職
率の問題もあるかと思いますが、過去の
関係でちょっとお聞きをさせていただきます
ので、その内容を含めてお話をしたい
と思えますが、現在、北の峰ハイツ自
体での職員数は70名相当おられます。
平成16年度段階では、多少いろいろな
ことがありまして、15名が退職を
されているという状況でございますから、

率的にいけば21%ぐらいになるかと。

ここ2年間、17年度については7名、18年度については7名、内容については、結婚により退職をされている方々ということをお聞きしておりますので、労働条件が悪くて云々という状況ではなくて、そういった状況で離職されているのかと、こういう感じは受けとめております。

あさひ郷さん自体も社会福祉法人として、雇用関係については労働条件の整備なり賃金体系もしっかりしながら雇用体系をされているということでございますので、その関係については法人全体として同じような取り組みをするという状況になりますので、当然として寿光園に勤務される方々の体制についても同じような形態になるのかと、このように思います。

雇用される方々については、正規職員で雇用される方と、今後、法人的には、直営でやっている場合については臨時職員で短期の雇用、6カ月だとか11カ月だとかいろいろありましたけれども、今度は法人になりますと契約社員のものの対応ですということでございますから、人数的な、形態的には引き続きがなされるものと、こういう状況で考えておりますので、私たちも入所者が常に安心して過ごすためには、職員と入所者の信頼関係がとても大事だと思っておりますので、そういうことについても社会福祉法人としては熟知をしておりますので、私どもは加えながらそういった指導を含めてお願い申し上げていきたいと、このように思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） この社会福祉法人あさひ郷の指定管理選定の採点の中で、2の3、施設が地域に開かれたものとして運営されるよう地域の住民やボランティア団体との連携及び協力を図る方策が講じられているかとい

うのが、この採点表の中では一番低くなっているわけです。

その中で、山部地区にあると、今までも直接ではないですけれども、食料の調達、あるいは衣類、小物関係、それはなるべく地元地域から利用するというのもございますし、あるいは山部中学校のすぐ隣にあることからして、学校を含めた連携、こういうものをお年寄りたちとの交歓を含めまして考えていくということについては不安なのかなということでお見受けしましたが、その点について、採点を含めまして評価的にはどのようなことで選定評価になったのかということをお聞きしたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

総務部長下口信彦君。

総務部長（下口信彦君） 宮田議員の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、管理計画書の中で、運営体系、体制の地域との連携というものがございます。特に、寿光園後援会の協力体制ですとか、中学生を対象としたボランティアスクール、あるいは、看護学校、専門学校の介護福祉士やホームヘルパーの養成時の実習の受け入れ、これも行ってございます。福祉介護専門の人材育成などの施設として果たす役割はかなり大きいということで、受け入れをしているところでございます。

そうした反面、地域の連携においてスムーズにいくためにも、いろいろと私どもあさひ郷さんをお願いをしているところでございます。

一つには、現在、寿光園後援会の会員が53名いらっしゃいます。その中で、毎月第2木曜日ですか、喫茶コーナーということで、お茶ですとかコーヒーの提供をしているということがあります。これは触れ合いの集いということでございます。

環境整備といたしまして、6月上旬、花の植栽の花壇の造成も行ってございます。9月上旬には窓ふきと周辺の草刈りだとか、これは触れ合いの集いということで開催してござ

いますし、地域を上げまして寿光園の盆踊り大会、あるいはレクリエーション大会、敬老会などの開催に協力していただいておりますので、この辺につきましてもあさひ郷さんをお願いして掲出していただきたいということでお願いをさせていただいているところでございます。

また、小中学校の総合学習といたしまして、ボランティアスクールということで、樹海小学校ですとか山部中学校の生徒さん、あるいは看護学校の老年看護等の実習の受け入れも今まで同様にしていただくよう指導していきたいということで、これにつきましてもあさひ郷さんをお願いをしておりますので、受け入れ体制、あるいは決まり次第、関係者と接点を持ちまして、方法等も協議していきたいということを確認されているところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

2 番宮田均君。

2 番（宮田均君） 今、各種行事、各種団体との連携、看護学校は富良野だとしても、地域との連携というのが出てきましたけれども、これは計画の中に策定というか、計画が出てきますよね、こういうふうにやりますという。今おっしゃったことは、今までやられてきたことだと思うのです。それは最低限これからも確保していくという、その約束というか、そういうものは確保されるのでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長下口信彦君。

総務部長（下口信彦君） 質問にお答えさせていただきますと思います。

この施設につきましては、最初の寿光園ということで、再度の指定管理ではございませんので、そういうことで、あさひ郷さんの理事の方に選定委員会の中でプレゼンテーションという形で来ていただきまして、この辺につきましてもお話し合いをさせていただいて、確認をさせていただいたところでござい

ます。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で議案第 18 号の質疑を終わります。

次に、議案第 19 号指定管理者の指定について（富良野市屋外スポーツ施設）を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

2 番宮田均君。

2 番（宮田均君） 野外施設の中には、今度運営されました若葉プールも入るというようなことで思いますが、これはこの物件の中に、野外スポーツ施設の中に、この若葉プール、これはきちん管理施設の中に含まれているかどうか、これをお聞きしたいと思えます。

議長（北猛俊君） 暫時休憩いたします。

午前 10 時 19 分 休憩

午前 10 時 21 分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の宮田均君の質問に御答弁願います。

教育委員会教育部長杉浦重信君。

教育委員会教育部長（杉浦重信君） 宮田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

若葉プールが今回指定管理者に導入します屋外スポーツ施設の中に含まれているかどうかという御質問かと思えますけれども、この屋外 3 プールにつきましては、今回の屋外スポーツ施設の中の対象とはなってございません。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

2 番宮田均君。

2 番（宮田均君） 指定管理業者の中にこ

の若葉プールが入っていないということについては、ということは、来年度の運営は考えていないという、入っていないということで御理解してよろしいですか。

議長（北猛俊君） 答弁はよろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第1号平成19年度富良野市一般会計補正予算を議題といたします。

質疑は、予算第1条の歳出より行います。

事項別明細書22ページ、23ページをお開きください。

1款議会費、2款総務費、22ページ、23ページより24ページ、25ページまでを行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、次に移ります。

3款民生費、4款衛生費、26ページ、27ページより28ページ、29ページまで行います。

質疑ございませんか。

12番天日公子君。

12番（天日公子君） 3款1項1の社会福祉総務費の中の112番福祉のまちづくり事業についてお伺いいたします。

この件につきまして、どのようにしてこの経過になったか御説明をお願いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

保健福祉部長高野知一君。

保健福祉部長（高野知一君） 天日議員の質問にお答えをいたします。

27ページ、3款1項1目の112番福祉のまちづくり事業、委託料36万円の件でございますが、これは社会福祉協議会に出しております福祉燃料の一部助成の關係の予算でございます。当初予算で300万円の中に、この福祉燃料的には70万円の予算措置を講

じてございましたが、昨今の灯油の高騰によりまして、生活をする關係から含めて非常に大変であろうと、こういう状況の中で、対象世帯を要保護世帯、いわゆる生活保護基準1.1の世帯を対象にしておりましたので、ここの部分について補てんをしたいと、こういうことで積算をいたしました。

従来予算につきましては、昨年からの事業を改めて開始をしてございます。その際には、従前まで実施をしておりました世帯を対象にしておりましたけれども、その部分で價格的に25円、リッター的に2万8,000円を基礎としてスタートしてございますので、今般、昨年からの1年間に値上がりした部分を積算いたしまして、17円の積算根拠で2万8,000リッターを出したいと、こういうことで計算した結果、現在70万円出している数字からいきますと、總体的に100万ちょっとかかるという状況になりましたので、36万円を計上したところでございます。

現在の70万円の中では、基準によりまして1世帯6,000円を支給してございます。今回、この36万円を計上することによりまして4,000円の積算が出てまいりますので、補正が通った段階におきましては、保護世帯基準1.1世帯の当たり約1万円の支給と、こういう状況で実施をしてみたいと、このように思っている次第でございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

12番天日公子君。

12番（天日公子君） 今年度の70万円と今回の36万円で、全部で25円と17円の値上げということで42円の値上がりになっております。それで、42円で2万8,000リットルということで今お聞きいたしましたが、実はこの基準額については、17年度のときの基準額に42円を足すということになっているのですが、17年度の基準額につきましては、幾らでやって42円が追加

になったのか。18年度からこの事業が始まっていますよね。18年度の続きで、ことしもまた70万円を委託料ということで社会福祉協議会のほうに出しているわけなのですが、17年度の基準の金額、その金額について再度お聞きいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

保健福祉部長高野知一君。

保健福祉部長（高野知一君） 再質問にお答えをいたします。

25円を積算した段階におきましては、平成16年度に実施をいたした価格が53円ということで積算をしていましたので、その後、値上がりした部分を25円と見込んでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

12番天日公子君。

12番（天日公子君） はい、わかりました。

そうしますと、今後も16年度の基準額がずっと続くということで理解してよろしいでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

保健福祉部長高野知一君。

保健福祉部長（高野知一君） 再質問にお答えをいたします。

この事業は、従来やっていた要保護世帯福祉燃料援護費とは変わって、新たに社会福祉協議会に委託を出して福祉の燃料ということで創設をした状況になってございますので、18年度に実施をした金額、そしてさらに今年度実施をする金額、これが積み重なって継続をするという状況の運びになりますので、基礎ということではありませんけれども、今の状況を土台にしたものということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

1番佐々木優君。

1番（佐々木優君） 今回補正が出ている中で、庁舎なり文化会館なり、そういう燃料

費の合計が650万円ぐらいになっております。その他の公用車の燃料代とか、生活交通路線の維持対策費ということで130万円、これも燃料代と伺っております。それらを含めると、今回の補正では燃料代にかかわって800万円以上の補正が組まれております。

このことは役所だけではなくて、生活するすべての市民に負担がかかってきております。もちろんそのことによって地域経済に与える影響もすごく大きいものだと思うわけですが、すけれども、その辺の認識について市長の見解を伺いたいと思っております。

それから、もう1点ですけれども、今、全道180市町村でほとんどの市町村がこの対策を、去年なかった町でも今やろうとしております。18日現在で実施を決めたのが90市町村、検討中というのが87市町村だそうです。恐らく全地域で行われるようになると思いますけれども、ほかの地域でやっていることと比べて富良野市でやっている、ほかの地域で今行われているのは福祉灯油という範囲を超えて、市民の暮らしを守るという立場でかなり多くの予算を補正で組んでいる自治体が多くありますけれども、それらほかの自治体と比べてどのような感じを持っておられるか、御答弁をお願いいたします。

議長（北猛俊君） 暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時34分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の佐々木優議員の質問に御答弁をいただきますが、内容は福祉のまちづくり事業についての御答弁ということでお願いをいたします。

御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 佐々木優議員の御質問にお答えをいたしたいと思っております。

市長の見解ということですから、現状は今非常に石油の値上げという状況の中で、特に寒冷地の北海道におきましては、それぞれ住民の方々の生活というのは相当厳しい状況にあると、そういう認識をいたしているところでございます。

先ほど保健福祉部長からお答えをさせていただきました中で、本市の場合のそういう福祉灯油的な要素のものについては、基本的には生活保護基準の1.12以上に該当する方々に対して、それぞれ地域の民生員、児童委員さんを通じて調査をし、その中から出てきた状況の中で査定をさせていただいたと、こういう状況と、もう一つは、先ほど1.1以上、そういう状況の中で、もう一つは、私は見解的にはそういう状況がこれから継続的に続くのか続かないのか、こういった状況が非常に市町村の段階で見きわめが難しい状況であると、こういうことも含めて考えているところでございまして、現行においては予算の範囲内ということで御計上をさせていただいたところでございます。

先ほど生活保護基準1.1以下という状況でお話しいたしましたが、以上ということで言いましたけれども1.1以下ということに、内容はそういう内容でございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

1番佐々木優君。

1番（佐々木優君） 大変失礼をしました。項目を先に言わずに質問しましたので、混乱をしてしまいました。済みませんでした。

それで、恐らくいろいろなほかの町の状況も御存じだとは思いますが、先ほども質問したとおり、ほかの町と比べて富良野のこの予算はどうかという比較をされたのかどうかはわかりませんが、36万円の補正ですけれども、道から半分助成があります。ということは、市の財政としては18万円の補正をしたということになると思います。

例はたくさんあるのですけれども、例えばの話をしませんが、ほかの町はほかの町だと言うのでしようけれども、稚内は福祉灯油ではなくて燃料高騰緊急対策事業の実施ということで行われておりまして、今までの福祉灯油はそのまま100リッターから150リッターを灯油券で交付をしますけれども、そのほかに身障者、母子家庭というところで1,000世帯、稚内は富良野より人口が多い4万1,000人くらいですから、世帯数でも2万戸近くあるのかと思いますけれども、その中で1,000世帯を助成するというところで1,100万円の、これは福祉灯油の予算ではなくて、別枠で予算を組んでおります。

隣町上富良野でも、情報は知っておられるとは思いますが、550万円ということで、富良野の半分の人口でこのような対策をとっております。ここは冬季生活支援事業ということで、冬の期間の大変な暮らしということを経済的に少しでも軽減しようということで、商品券ということで、灯油にお金がかかるわけですから、町で買い物をする機会が失われる、その分を商品券でという考え方だと思っておりますけれども、1万円の商品券を550世帯に配布をするということがこの間の新聞にも載ってございましたけれども、こういうような状況にあるわけですけれども、富良野市では先ほど言ったように、市費としては18万円という金額であるということは、非常に僕は残念だと思いますので、その辺のお考えをお願いいたします。

議長（北猛俊君） 暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時49分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の佐々木優議員の質問に御答弁願います。

保健福祉部長高野知一君。

保健福祉部長（高野知一君） 佐々木議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど天日議員の質問にもお答えをして、重複をするかとは思いますが、改めて制度内容を含めてのお話をして御理解を賜りたいと思います。

1点目につきましては、この事業、要保護世帯、生活保護基準の1.1以内の世帯を対象にして実施をしている事業でございます。平成16年までを含めてはこういった内容で行ってはいたのですが、この事業については一たん廃止をしております。改めて平成17年度からということで、その対象者も含めて要綱制定をして実施をしてきているという状況でございます。

スタートの時点におきましては、16年度の積算単価をもとにしながら、平成18年度段階で上がった金額を根拠にして、その段階では25円という積算をしてございます。今日的に17円ぐらいのアップをしてございますので、その数を含めて42円になっているのかと、このように思います。

トータル的にいきますと、95円の積算基礎になりますので、私どもが積算をした中身については、スタートした時点の積算数字からいけば妥当な数字だというぐあいに思っております。

したがって、世帯数も106世帯という状況になってございますが、その範囲内の状況についての支給ということで、昨年までは6,000円の支給でしたが、今回それによりましてプラス4,000円の支給ということで1万円の支給になります。そういう中では、妥当と言ったらおかしいですが、数字的な問題からいっても適当な数字であるということで思っております。

今後、この灯油価格がまた急騰するという状況になれば、この世帯に対してのさらなる上積みについては検討の余地が当然出てくると、このように思っている次第でございます。

もう1点、先ほど議員のほうからも、道内

各市町村がくまなくそれぞれ実施をしてきている状況にあるというお話をされております。私どももこの状況については道の報告を受けておりますが、改めて平成18年度段階におきましては道内51市町村で実施をしていました。19年度に入りまして廃止をした市町村もございます。そういった段階で、道の押さえ方としては、19年度43市町村まで減ってきてございます。12月6日時点、この段階ではAコープが17円の値上げを表明をしましたが、この段階での押さえ方としては50市町村になってございます。その後、国が緊急対策閣僚会議の中で、地方公共団体に対して生活困窮者に対するという条件の中で特別交付金の措置に講ずると、こういう状況が出ました。これ以降、各市町村が支給の決定を広げてきていると、こういう状況にあります。

実施している市町村としていない市町村の考え方が違ってきていますので、私どもはあくまでも現在実施をしている要保護世帯、生活困窮者を対象にしているという状況でございますので、ここのところの基本については今後もしっかり守っていきたいと、このように思っているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

1番佐々木優君。

1番（佐々木優君） 要保護世帯ということでは、それでいいのかなと思います。先ほど言った例は、福祉灯油という枠を超えて、ほかの部分で質問する場所がないので、この場所で質問をするしかないと思ったので質問させていただいていますけれども、枠を超えて2割、多い町では、恐らく富良野市より財政状況悪いと思われる町でも、空知管内だとか、かなり悪い状況、いつも新聞に載っている、そういう町でも2割の世帯を保護している、灯油代ということで助成をしている町がたくさんあるわけですから、それらと比べてどうなのかという、本当にこれは市長の判断

一つだというふうに、ほかの町もそうだと思いますけれども、市長の判断でこれは決められることだと思いますので、市長の見解を求めます。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 佐々木優議員の再質問にお答えいたします。

ただいま保健福祉部長から富良野市の基本的な考え方を説明させていただきました。

私も要保護世帯という形の中で、これからこの問題についてはそういう整理をしながらやっていきたいと、このように考えているところでございます。

議長（北猛俊君） ほかに質疑ございますか。

8番岡本俊君。

8番（岡本俊君） 今回の補正予算の36万円の単価の根拠だとか、そういう部分は背景も含めて議論されたわけですが、この対象者の世帯数の部分で106世帯、これの根拠と、それと改めて今こういう情報も含めて飛び交うと思いますし、マスコミでもいろいろ出るのはないかと思いますが、逆に富良野の場合は申告制ではないので、調査をして106世帯と。民生員の皆さん含めて。これから、仮に、実は私もという形になって申請的なことで御相談があった場合、そういう人たちに対してどうフォローアップするのか。それとも、いや、あなたは調査したとき106世帯に入っていなかったのでだめですよというような形で接するのか。その辺の基準としては、最低生活費の1.1倍以内と、そういう状況の方がそういう形で御相談に来た場合、富良野市としてどのような対応になるのかと。その辺が、そうなれば拾い上げて、改めて補正を組むということになるのか、その辺の2点についてお伺いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長高野知一君。

保健福祉部長（高野知一君） 岡本議員の質問にお答えをいたします。

この制度につきましては、富良野市低所得者対策支給要綱というものがございまして、これに基づいて実施をしております。

中身的な問題からいけば、支給対象世帯の関係でありますけれども、社会福祉協議会が実施をしております歳末助け合い要援護費の配分世帯と同じような取り扱いをしております。

10月1日現在の対象者で、その調査については児童民生委員さんが当たっております。ことしの場合、10月下旬からその調査に入っておりますので、そういった調査の中で今回106世帯が最終的に計算をしながら決定をしたと、こういう状況にございます。

過去の状況でいきますと、平成16年までやっていました援護費の支給問題、それから、昨年も同じような状況でやりました。地域の児童民生委員さん、くまなくこまめに回っていただきまして、把握のない状況で実施をしてきてございますので、今まではそんな大きな問題、トラブルというのは実はございません。

ただ、今、岡本議員が言うように、富良野市も6,000円から1万円にというような報道も一部されたところでございますので、もしかすると私も当たるのではないかと、こういうような感をする方もおられるかとは思っています。

ただ、実態とすれば、歳末助け合いの決定者とイコールという状況にございまして、もう既に10月、12月の14日に配分世帯を決定している状況がございまして。ただ、10月段階で長期入院をしていただとか、あるいは長期不在をしていただとか、行き違いの関係で対象者がちょっと漏れたのかという方も全くないわけではないかと思っておりますので、そういう状況が出てくるという可能性もございまして、今の支給基準からいけば、11月1日現在でいた人が該当から漏れたとすれば、もうすべてバツという扱いにはなるのでありますけれども、この辺の支給要綱の

一部関係について見直しをしたいと思っておりますし、これについては社会福祉協議会との関係もございますので、その辺との調整をしながら、10月1日時点現在でもし漏れていた人がいるとすれば対応できるような形をとっていききたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

13番東海林孝司君。

13番（東海林孝司君） 27ページ、112番福祉のまちづくり事業の福祉灯油の件で、先ほどの天日議員のお話の中で関連してお伺いいたします。

灯油の値段が今後上がれば、また補正もあり得るのかなとお聞きをいたしました。そのたびに補正を組むということではなくて、ある程度灯油の価格という基準も設けながらしていかなければ、その時々でまた補正を組むなりとなるようであれば、その時々で難しくなってくるのかと思います。

ただ、その価格の基準というのは、今お聞きしている中では16年度のそれを暫定的に基準とされておりますので、それから今は43円とほとんど倍ぐらいになっておりますので、そういったことも今後あり得ると思しますので、ある意味そういった基準を設けてはどうかと考えておりますけれども、お答えいただきたいと思っております。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長高野知一君。

保健福祉部長（高野知一君） 東海林議員の質問にお答えをいたします。

灯油の価格の動向なのですが、多いときには10円上がったり、下がるときには5円、6円下がってきまして、ここ2年間の動向についても上がり下がりしつつ、少しずつ上がってきているという状況になってきてございますので、基準を決めるという状況についてはなかなか難しいところがひとつあるのかなと思っております。

ただ、今回のように1年対比で比べますと、17円くらいは上がっているという状況については異常事態ということで私どもも受けとめましたので、そういった客観的に異常だなという状況が出てきた段階で数字の見直しが出てくるのかと、このように思っておりますので、今現在何ぼ上がったから補正をするとかという基準的なものは今持ち得ておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

13番東海林孝司君。

13番（東海林孝司君） 価格の動向もありますので、今幾らという基準は難しいかと思うのですが、ある一定の基準を決めますと、それに対して上がったたり下がったりという場面が出てきますので、その時々々の基準を設けていただければ、そのとき灯油代が上がっていれば上乗せできますし、下がっていればまた減らすということも考えられますけれども、ある意味そういった動向もきちんとしながら基準を設けるべきではないかと思っておりますので、もう一度お願いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長高野知一君。

保健福祉部長（高野知一君） 東海林議員の再質問にお答えいたします。

上がったときについては対応はせざるを得ないと思うのですが、下がった場合であれば、それでは返していただけるのかと、こういう問題も出てまいりますので、実例から申しますと、去年の段階では71円という数字の段階で下がった経過もございます。私どもとしては、その段階の支給としては、積算の段階では75円という数字まで出して支給をしているという状況もございますので、単価の動向についてはこの先不透明な部分もございしますが、今言うように何円上がったから支給するのだということについては、ちょっと危険があると言ったら変ですけれども、定められない状況かと。

特に、先ほど言いましたように、異常事態というような状況が発生した時点であれば、そのような対応を今後もしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、次に移ります。

5款労働費、6款農林業費、7款商工費、30ページ、31ページより32ページ、33ページ中段までを行います。

質疑ございませんか。

5番千葉健一君。

5番（千葉健一君） 30ページ、5款労働費1項の2目100番の勤労青少年ホームの関係での補正なのですが、19年度の予算からの補正の中で、19年度の予算からいくと13%ぐらいの補正率になるのですが、ほかの施設などでは2%からばらつきが非常にあります。勤労青少年ホームだけなぜ13%の補正になるのかということで、そのお答えをいただきたいと思っております。

議長（北猛俊君） 暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時06分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、10分間休憩をいたします。

午前11時07分 休憩

午前11時17分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の千葉健一議員の質問に御答弁願います。

保健福祉部長高野知一君。

保健福祉部長（高野知一君） 千葉議員の質問にお答えをいたします。

31ページ、5款1項2目100番勤労青少年ホーム管理費経費の燃料及び光熱水費の25万4,000円の関係でございますが、勤労青少年ホームにおける燃料、ここはA重油を使用しております。当初64円という単価見積もりで予算を組みましたけれども、現行82円に上がっているということと、もう一つは、当初1万5,900リッターを見込んでいたのですが、現況、今後の見通しも含めて2万5,000リッターを必要とすると、こういう状況になっておりますので、単価の差額と、それから消費量の差額で25万4,000円が出てきているという状況でございますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（北猛俊君） 暫時休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時19分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の答弁の追加答弁をいただきます。

保健福祉部長高野知一君。

保健福祉部長（高野知一君） 御訂正を含めて、改めて説明をしたいと思います。

先ほど2万5,000リッターを使うという話だったのですが、当初で1万5,900リッターを年間見込んでございまして、現在既に2,500リッターを使ってございまして、その差額の分の値上がり分、いわゆる18円を掛けた数量と、こういうことで御理解をいただきたいと思っております。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

5番千葉健一君。

5番（千葉健一君） 当初が1万5,900リッターで、2,500リッターを使って、残りが1万3,400リッターありますよね。その分の18円の差額ということですか。わかりました。

それはわかったのですけれども、ただ、A重油を使っている施設はほかにもありますよね。それで、ここの施設だけが13%、単純に当初の予算の燃料経費から見ると、13%に補正をしている比率が高いのはなぜなのかということなのですけれども。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

財政課長鎌田忠男君。

財政課長（鎌田忠男君） 千葉議員の再質問にお答えをいたします。全施設にかかわる部分でございますので、私のほうから説明をさせていただきます。

この勤労青少年ホームの燃料光熱水費につきましては、当初予算において192万2,000円の計上をさせていただいております。今回の補正は25万4,000円ということで、13.2%の上昇ということの御質問かと思っております。

それで、この施設の燃料光熱水費につきましては、A重油のほかに電気料等を含めた、下水道料金、水道料金等を含めた中での総額が当初予算192万2,000円となっております。伸び率につきましては、A重油だけを比較しますと、ほかの施設と大きく変わらないものでありまして、今回の13.2というのは電気料等を含めた中での伸び率になってございますので、その辺が大きく相違になってきていると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

5番千葉健一君。

5番（千葉健一君） それは、施設全体の燃料だとか暖房にかかわるということでの理解でよろしいでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

財政課長鎌田忠男君。

財政課長（鎌田忠男君） 御質問ありましたとおり、A重油だけで見れば総体平均して伸びている状況であります。

また、施設によりまして、今回施設で補正を組んでいない施設もございます。こちらにつきましては、灯油、重油の給油時期、3月

ないし4月で入れるタイミングによって今後の量が違うということもありますので、それらの分で施設ごとで予算計上が異なっている状況でありますので、御理解願います。

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございますか。

6番今利一君。

6番（今利一君） それでは、御質問いたします。

31ページの6款農業費1項の195番の農業振興施設等整備事業費のことに关してでありますけれども、説明の中では農産加工の製粉機と聞いておりますけれども、これを導入されるに当たっての背景というか、そういったものと、それらどういったものを製粉していくのか。型式だとかそういった部分も含めて効果をどんなふうに見られているのか、その辺の御説明をお願いしたいと思っております。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

経済部長石田博君。

経済部長（石田博君） 今議員の御質問にお答えいたします。

31ページ、195農業振興施設等整備事業費の農業振興施設等整備地域政策総合補助事業補助金2,110万円、この関係につきまして、導入の背景、内容、効果ということで御質問がございましたので、お答えさせていただきます。

この事業につきましては、道の補助事業ということでございまして、道のメニューの中の農産物加工施設整備事業ということになってございます。これにつきましては、事業内容といたしましては、大豆の大型製粉機4台の導入、事業費につきましては4,445万2,000円と、補助率が2分の1ということで、補助金が2,110万円と。事業主体につきましては、ふらの農協、設置場所につきましては、富良野市の扇山のVCセンター内に設置するということになってございます。

目的、効果等々でございしますが、富良野産

の大豆を、この大型製粉機によりまして粉末化、製粉化することによりまして付加価値を高め優位販売に持っていくと、優位販売を行うということで、この設置になっているところでございます。

なお、この事業につきましては広域ということでございますので、富良野圏域の農業者の方々が参加するということになってございまして、全体は23戸参加と。そのうち富良野が8戸参加されるということになってございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、次に移ります。

8款土木費、32ページ、33ページ下段より34ページ、35ページ中段までを行います。

質疑ございませんか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） 8款土木費の土地区画整理費のうち、35ページ、110番中心市街地地域CⅠ研究事業助成金、このことについて説明をお願いしたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

中心街整備推進室長細川一美君。

中心街整備推進室長（細川一美君） 宮田議員の御質問にお答えいたします。

土地区画整理事業費の中心市街地地域CⅠ研究事業助成金についての御答弁を申し上げます。

この事業につきましては、現在、富良野市の新しい中心市街地活性化基本計画を、法定協議会であり富良野市中心市街地活性化協議会が、現在この基本計画の構想を協議会並びに商店街等々を含めて検討をしているところでございますけれども、これら基本計画の構想に当たりまして、まちづくりのシミュレーションをしていくということから、これらの構想づくりに向けまして、シミュレ-

ーションに当たりまして新しく開発をされましたソフトを導入するということで、財団法人北海道市町村振興協会のほうの事業助成金をいただきながら、この事業を実施するという内容になってございます。

具体的には、現在計画をしてございます協会病院跡地、国等々を含めましての全体構想、これらに対しましての開発ソフトを組み入れながら、立体的・平面的なシミュレーションを行うということで、従前はシミュレーションに当たりましては映像等による描写、こういったもので実態をとらえていたけれども、従来から見る部分におきます新しいシステムということで、仮想空間的なイメージによってこういったものを活用しながら、これからの計画づくりを行っていくという内容で160万円の助成をするという内容でございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） この仮想空間でソフトを購入するという事業の内容はわかったのですが、その中で、一つは、ソフトは基本ソフトがあると思うのですが、それに例えば一つ何かの要素をソフトに足すと、ハードを足すというかソフトを足すということになってくると、その費用は大体どれくらいになってくるのでしょうか。例えば、木の部分とか、それに伴う何かを入れるという場合については、それ一つについて幾らになるのでしょうか。

それと、やはり今までのこういう説明の中で、市民にわかりやすい、あるいはそういう計画の中でわかりやすい説明をするというのは、それはわかります。しかし、今までも、私は駅前のことについても、瞬時に市民にわかりやすく説明するという部分では、駅の緑がなくなった内容についても、まだ新しいというか、図面が、なかなか係として一生懸命やっていないのではないのかという形はします。私はどちらかという、今のこの財政難

のときに必要なものなのか。これは欲しいものなのかという観点というのか、非常に私はこの部分では、欲しいものなのではないかと感じるのですけれども、その点についてもお聞きいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

中心街整備推進室長細川一美君。

中心街整備推進室長（細川一美君） 宮田議員の再質問にお答えいたします。

御質問の中で、シミュレーションの部分でその他を組み合わせた場合等の費用はどの程度かという御質問かと思えます。

今回の160万円につきましては、今計画をされています特に協会病院、くにい跡地あるいは通り会、こういった部分での現状の土地利用、建物、沿道景観、こういったことをシミュレーションする内容での160万円という予算でございます。御質問の部分で、新たなシミュレーションをする場合等については、議員御質問のように追加的費用がかかるという内容になってございます。

この新たな部分というのは、いろいろな形態がございまして、それぞれによって費用等が違つかと思ひまして、私どものほうとしては、地域性のこととかシミュレーションの内容等、こういったこと等を含めて、このシステムを活用するに当たっての費用等については、現段階ではそういう構想をまだ持っておりませんので、費用としては算定をお聞きしていないのが現状でございます。あくまでもこのシステムについては、法定協議会として現在基本計画を立てるに当たりましてのシステムというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

また、もう1点の御質問等につきまして、議員御指摘のように、私ども今現在進めますこの基本計画をより具体的に市民に周知をする意味なり、または法定協議会の内部としての協議、検討、こういったものに大きく役立つシステムと理解をしてございまして、そういった面を含めまして、今回助成金として計上させていただいたところでございま

す。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） そうすると、便利なもの、そしてより立体的でわかりやすいものというのはわかるのですけれども、今までプロのコンサルを入れた中でも、そういう図面が十分に出てきていなかったということもございまして、今答弁がありましたけれども、この後、予算にすぐに追加が出てくるとか、足りないからこれを買うとかという場合、すぐ追加が出てくるという可能性は十分にあるということと考えていいのでしょうか。すぐに追加が出てくるのか。

それから、もう一つ、この町並みの整備、その後利用できる内容になっているのかということでお聞きいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

中心街整備推進室長細川一美君。

中心街整備推進室長（細川一美君） 宮田議員の御質問にお答えいたします。

今回の160万円の助成につきましては、法定協議会の事業として実施をされるものということで、今後において行政等を含めまして追加ということになった場合の御質問かと思ひますけれども、これらにつきましては、また改めてその必要性が生じた段階において予算措置等ということにもなっていくのかと、現段階ではそのように考えてございませぬ。

また、今後のこのシステムの利用等については、いろいろな面で市の内部においても、都市計画上とか、あるいは道路景観等々いろいろな面で活用性があるかと思ひますけれども、事業主体の法定協議会とも十分その辺は調整をしながら利用する場合もあり得るというふうになるかと思ひます。

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませぬか。

15番菊地敏紀君。

15番（菊地敏紀君） 2点について質問

いたしたいと思います。

まず、1点目、8款土木費の110番、今の宮田議員の関連でございますけれども、160万円のお金を出すのは結構でございますけれども、この事業はあれですけれども、ただ、この機械を法定協議会に置くという事はわかりました。

何かお聞きしますと、この機械を使うことによって、私は機械の難しいことはわからないけれども、これを買ったからいいのではなくて、それでシミュレーションとかいろいろやるためには、その都度お金がかかるということでございまして、そのお金をどこが持つのですかという、法定協議会で持つのか、まちづくり株式会社で持つのか、富良野市で持つのか、それを御質問、まず1点目いたしたいと思います。

それからもう1点、公園費の165番、北斗町公園整備事業費、残として34万5,000円がございますけれども、私の記憶違いなら大変失礼でございますけれども、北斗町の公園整備はことしで終わるという話を聞いておりましたのですけれども、これは完全に工事が終わったのか、それとも継続工事でやらなければならないくて、ことしの終了分なのかをお聞きいたしたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

中心街整備推進室長細川一美君。

中心街整備推進室長（細川一美君） 菊地議員の御質問にお答えいたします。

今回の160万円につきましては、先ほど申しました現在計画を検討されています協会病院跡地、あるいはくにい等を含めた中での通り会、こういったことの構想計画としてのシステム活用という内容になってございます。

今後におきまして、その都度こういったシミュレーション等が出た場合についての活用をするという場合における事業予算等は、どこが計上という御質問かと思っておりますけれども、基本的にはこの法定協議会内部として、今後におきまして新たなものが出た場合にお

いては法定協議会等での部分でのことになる場合もございますし、また、市といたしましても、新たな面での土地計画等々いろいろな形の中で活用ということになれば、市単独として法定協議会のこういった機器をお借りしながらこういったものを活用すると。そういった場合においては、行政においても活用が出た場合においては、そういったことも考えられるのかなと思っております。

あくまでもこの機械につきましては、今回は現在計画を検討されている分野での活用とを考えてございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 続いて御答弁願います。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） 菊地議員の質問にお答えさせていただきます。

北斗町の公園整備でございますけれども、この部分につきましては、19年度、20年度の2カ年ですべて完了するという計画でございます。

ことしにつきましては、基盤整備、それから造成工事、吹き芝工事が完了したという段階でございます。来年度につきましては、この部分について環境整備ということで、遊具を含めまして環境整備に取り組んでまいりたいというぐあいに考えてございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

15番菊地敏紀君。

15番（菊地敏紀君） 大変失礼いたしました。

今、110番のほうですけれども、使い道はそれぞれあるというのであれば、どうしてもこういうものはシミュレーション起こして、物を市民に見せたり情報公開するというのは、やはり行政が一番主体となると思しますので、こんな立派な、見てはいないけれども、動いたり動かなかったり、動く動画でいうのですから、こういうものはどこかに預けるのではなくて、やはり共有というよう

な形をとってやるのが、これは富良野市のこれからのまちづくりの中で法定協議会が持っている、今の協会病院の跡地だとか、くにいとかがいろいろございますけれども、やはり将来的に町はこうつくりたいのだ、こうなりたいのだというものを絵として見せるのであれば、これは法定協議会に預けてというよりも、できれば私は行政で持ってといたほうがいいのですけれども、そこまでいかないといういろいろな関係があると思いますけれども、これはあくまでも共有という形をとったらいかがなものかなという判断をするのですけれども、いかがなものでしょうか。

それと、もう一つ、北斗町は20年で遊具をつけて工事が完了ということで理解してよろしいですね。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

中心街整備推進室長細川一美君。

中心街整備推進室長（細川一美君） 再質問にお答えいたします。

ただいまの共有というお話の部分でございますけれども、この事業、北海道市町村振興協会の助成という枠の部分がございますので、今、議員御指摘いただいた部分も含めまして、基本的には法定協議会、市との共有、こういったことも私どもは今後の判断として、そういう方向も進める必要と考えてございます。

議長（北猛俊君） 続いて御答弁願います。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） 菊地議員の再質問にお答えします。

一応基本的には20年をめどにこの工事を進めてございますので、20年完了ということで計画してございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

17番日里雅至君。

17番（日里雅至君） 今の110番の関係なのですけれども、大変いいことだと私は

思いますし、今、市長を含めて共有をするといった部分の中でも大変よいことだと思います。

今どこまでつくられているかどうかは知りませんが、今計画の中で大変重要な部分を行っているところでございますけれども、そういった部分を含めていろいろな御意見が出てきて、こういう形にするといった部分の中で、では、これは市のどなたかがきちんとデータを含めてつくられるのか。例えば、コンサルを含めてどこかに出されるのであれば、大変費用がかかってくると思うのです。

そういった部分の中で、共有するといった部分の中では、今後は出てきた部分については市がどのようにお考えになっているのか、ちょっとそこだけ確認をさせていただきませぬ。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

中心街整備推進室長細川一美君。

中心街整備推進室長（細川一美君） 日里議員の御質問にお答えいたします。

このシステムにつきましては、現在のシミュレーション、デジタル空間を活用しました仮想空間、こういったことを試みるシステムという内容になってございます。

今後におきましても、これらの活用というものは幅広い活用ということで、先ほど菊地議員にもお答えさせていただきましたように、法定協議会並びに市との共有、こういったことを含めて今後も進める必要があると考えてございますので、いわゆるシステム導入の部分の全体の部分のシミュレーション画像、こういったものについては委託先等を考えながら進めるわけでありませぬけれども、内容的な部分の画像操作、こういったこと等については、私ども市なりあるいは法定協議会等々の中でそういった運用が図られると、そういうようなシステムになってございますので、今いただきましたように、行政としてもこういった機能を活用しながら取り進めていきたいと考えてございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

17番日里雅至君。

17番（日里雅至君） 大変申しわけないのですけれども、大変重要な課題だと思うのですよ。先ほどの宮田議員も含めて、機械を購入して、買ったぞと。今後の活用を含めて、大変重要な形の中で使う機械だと思うのです。それがこのまま費用がかかれば、別に私は構いませんけれども、今後、これのデータを含めて、いろいろなシミュレーション含めて、コンサルだかどこか知りませんが、そういったところに委託した部分については非常に大きな金額がかかるのではないかと私は心配をいたしております。

そういった意味を含めて共有すると、都市計画を含めていろいろな形の中で、まちづくりの中で市はこれから使うというお話でありますから、そういった形になってくれば費用含めてどうするのですかという問いでございますので、その辺のお答えをしっかりと聞かせていただきたいと思っております。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 日里議員の再々質問にお答えを申し上げたいと思っております。

ただいまそれぞれ御論議いただいている中で、共有するという事は、これはそれぞれ主体性がないということにもつながっていくわけでございますけれども、助成金を使ってやるということですから、助成金をもらった先ということで、法定協議会のほうにこれをゆだねるという形です。

しかし、共有する中身で、今、日里議員のほうから御質問があった、事業をやる場合の中身については使うほうが主体に経費を持つと、こういう形に私はしていきたいと、このように思うところでございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

17番日里雅至君。

17番（日里雅至君） では、使うほうということは、それはよろしいのですけれども、今度いろいろなまちづくり含めて、いろ

いろな団体がやろうとしたときに、では、それはその中でまちづくりやるのだから、やれといったらそこで、あなたこの部分についての費用は持ちなさいということですか。

ということか、要するにこのC Iの研究助成金という部分の中ではよくわかるのですけれども、大変いい機械だということもわかるし、シミュレーション含めて、見て大変わかりやすいということもわかります。これを本当に有効活用するには、今後のお金が絡んでくるわけですから、その辺のところを含めて、法定協議会だ、市だ、商店街だ何だというような形ではなくてもう少し明快に、この機械を有効利用するのだ、そのためには市を含めてしっかりと支援をするのだぐらいのお話をしていただかないと、この部分の補正については考える余地があるのかなとも思われますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 今の日里議員の再々質問にお答えしますけれども、私が言ったのは、主体的にそこでやるという場合、当然事業の目的的なものがいろいろ内容によって変わってくるということがあるのです。

主体的にそこで支払うということは、まちづくりに関することについては、これは事業主体は市が主にかかわっていくことになっていくだろうと、私はこのような認識をいたしております。

その部分的なもので、何をやるか、何を構想に入れるかということで民間にお願いする場合も当然出てくるでしょうし、あるいは、もう一つ突っ込んでいけば、事業そのものが、事業主体がどこでやるのだと、そういうことでありますと、当然事業主体は現行の中では（仮称）まちづくり会社はその事業主体になってくるだろうと感じております。

そういう中で、このシミュレーションを含めた共有する中で、市のほうで助成金をもらってそれぞれ法定協議会のほうに出すと、こういう形で、この機械については保有先が

法定協議会、あるいはそれに類するような形の名称の中に入っていくと、こういう形になるのかと思います。

それで、共有するという、私が言っているのは、補助金をもらう関係上そういう形にしないと、そうしたらどこに補助金を出すのだと。これは、市に対して補助金は来ていないのですよ。ですから、そういう補助金 came 来た先のところ置くということが原則になるわけです。しかし、共有することによって、まちづくりをする一つの基本的な考え方は市にありますから、当然共有する中でその問題を解決していくと、このようになるのでございますから、私は、今、日里議員の御質問に再度お答え申し上げたいと思いますけれども、共有する中で事業を興すことについては、まちづくりに関しては市が事業主体ということは、これは間違いないことでございますから、そういう意味において、この機械の共有の中で出てくる課題的な事業費、あるいはそれについては当然仕分けをしながら内容を精査して、市が持つものについては当然市が持ってやらなければならないと、こういうことになるだろうと、このように考えているところです。

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、次に移ります。

10 款教育費、34 ページ、35 ページ下段より 38 ページ、39 ページ上段までを行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、次に移ります。

12 款給与費、38 ページ、39 ページ中段を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で歳出

を終わり、次に歳入及び第 2 条継続費の補正、第 3 条債務負担行為の補正、第 4 条地方債の補正を行います。

戻りまして、12 ページ、13 ページから 20 ページ、21 ページまで及び 6 ページ、7 ページを行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で議案第 1 号の質疑を終了いたします。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

以上、議案第 1 号、議案第 18 号、議案第 19 号の 3 件に御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議がございまして、起立により採決をいたします。

本件 3 件について、原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（北猛俊君） 起立多数であります。

よって、本件 3 件は原案のとおり可決されました。

日程第 2

議案第 2 号 平成 19 年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議長（北猛俊君） 日程第 2 議案第 2 号平成 19 年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑は、本件全体について行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第3号 平成19年度富良野市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議長（北猛俊君） 日程第3 議案第3号 平成19年度富良野市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑は本件全体について行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第4号 平成19年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）

議長（北猛俊君） 日程第4 議案第4号 平成19年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑は本件全体について行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第5号 平成19年度富良野市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（北猛俊君） 日程第5 議案第5号 平成19年度富良野市公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑は本件全体について行います。

質疑ございませんか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） この歳出の下水道費、補正額がアップしているわけですが、この下水道の補正額、上から112万円と下水道管理費の126万5,000円、これがどのようにして上がってきたかという理由をお聞かせ願いたいと思います。

議長（北猛俊君） ページ数を。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） 3ページの歳出の下水道費のうちの1、下水道管理費。これが126万5,000円、これが上がってございませぬけれども、上がってきている内容、管理費の内容をお聞かせ願いたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） 宮田議員の御質問にお答えいたします。

この歳出につきまして、今の金額については8ページ、9ページに記載してございませぬ。給与費から委託料の総額をここに掲示して、特に大きく変わった部分については、職

員間の異動によって賃金の見直しをやった金額を精査した部分が、一般給与費ということで103万円が大きなものかなというぐあいに考えてございます。

それから、下のほうの委託料でございます。この部分については、これは執行残ということで減額してございます。

委託料の中はそうですけれども、施設修繕の89万3,000円、これが大きな増額となつてございます。これは山部の水処理センターの管理の中、無電化の電源の措置ということで、バッテリー液、バッテリーの交換修繕が、これはもう耐用的にもたないということで、今回補正で89万3,000円を見込んだところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第6号 平成19年度富良野市
水道事業会計補正予算（第2号）

議長（北猛俊君） 日程第6 議案第6号
平成19年度富良野市水道事業会計補正予算
を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑は本件全体について行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で本件

の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認め
ます。

よって、本件は、原案のとおり可決されま
した。

日程第7

議案第7号 平成19年度富良野市
ワイン事業会計補正予算（第1号）

議長（北猛俊君） 日程第7 議案第7号
平成19年度富良野市ワイン事業会計補正予
算を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑は本件全体について行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で本件
の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めま
す。

よって、本件は、原案のとおり可決されま
した。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時01分 開議

議長（北猛俊君） 午前中に引き続き、会
議を開きます。

午前中の議事を続行いたします。

日程第8

議案第8号 富良野市後期高齢者医

療に関する条例の制定について

議長（北猛俊君） 日程第8 議案第8号 富良野市後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

1 番佐々木優君。

1 番（佐々木優君） この件に関して、9月の一般質問でいろいろと議論させていただきました。いろいろ今の高齢者の医療にかかわる、どのように変わるのかということで議論をさせていただいた経過がありますけれども、それらを踏まえて今後においてどうなるのか。今、それ以後どういうことが起きているかということ、中止だとか撤回を求めて、いろいろな老人クラブを中心にそういう行動が起きて、それを国はそのまま進めるわけにはいかないということで、まだまだ不十分ですけれども、凍結をする部分だとか減免をする部分だとかいうのを多少つくって、4月から踏み出そうというような状況になっている、その条例なわけです。

それで、前回質問した中で、これらを踏まえて市長はどう考えるのかという問いをしたわけですが、政府で決まったこれらについて意見を言う立場にはありませんというような趣旨の答弁だったと記憶しておりますけれども、それが変わらなければそれでよろしいのですけれども、あれ以来3カ月が過ぎて、今、市長のお考えがあればお伺いをしたいと思います。

それから、事前にこの制度について説明を担当からしていただきました。こちらからお願いをして説明をしていただきました。その中に、後期高齢者医療保険料所得階層別一覧表というのをいただきました。年収によってどのくらい保険料がかかるのかという表なのですけれども、それを今までの国保税と比較した表なのですけれども、これは単身世帯と2人世帯の例が載っております。単身世帯の国保との比較をして、今までよりも保険料が

安くなるという部分を抜いて表にしたものなのですけれども、9月の質問で行ったように、保険料はものすごく上がるのですけれども、全体で3,264名の方が75歳以上ということで、来年4月から始まるこの制度に加入するわけですが、その中で442名の方が単身世帯なのですけれども、この方の保険料が下がる分の例だけを示して説明をされました。これを出すのであれば、3,264名皆さんの例をぜひ出していただきたいと思うのですけれども、きょうは無理でしょうけれども、ぜひお願いをしたいと思いますけれども、答弁をお願いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 佐々木優議員の御質問にお答えをいたします。

後期高齢者医療の関係の御質問でございますけれども、基本的には、私は後期高齢者の状況から言いますと、非常に日本は平均寿命が延びてきている。そういう状況の中で、働ける年齢層というのが少なくなってきている。こういう状況から考えますと、やはり国からの状況から見ますと、医療費をどう抑えていくかと、こういう状況が国によって大きく転換されたわけでございますけれども、その中であって、私はお年寄りの生活全体は、それぞれ現況の状況の中では、制度としては、例えばお年寄りの老齢年金、額の云々ではなく、制度的にはそういう制度の適用がされておりますし、あるいは、また、お年寄りに対する施策としては、国、道、市町村においても実施している状況でございますけれども、その中であって、この後期高齢者の状況でございますけれども、現状の中身を見ますと年々高齢者がふえていく、この対策をどうつくっていくかということが国家的な状況にあるという認識をいたしております。

そういう中で制度ができたわけでございますから、これに基づいて現行では、新聞紙上あるいはテレビ等を通じて見ている状況では、国のほうでも一部状況を見ながら延期す

るもの、状況をつくりながら今来ているわけ
でございますけれども、私は、基本的にはそ
ういう制度の中で、今後どうこの制度がより
よくなるような状況づくりにしていくかとい
うことを基本にしていくべきではないかと、
このように考えているところでございます。

議長（北猛俊君） 続けて御答弁願いま
す。

市民部長大西仁君。

市民部長（大西仁君） 佐々木優議員の質
問にお答えいたします。

昨日2時間にわたりまして後期高齢の仕組
みについて御説明させていただきましたけれ
ども、これは後期高齢者医療保険料所得階層
別一覧ということで私どもの資料を示させて
いただいております。

12段階に分けた年金収入という形の中で
説明いたしましたので、これは3,264名
を一人一人出すというのは、もう不可能だと
私ども感じております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

1番佐々木優君。

1番（佐々木優君） 後段の部分で、保険
料が安くなった部分だけを示さずに公平に示
すべきではないのかということなのですが、
それは3,264名の方すべて出ると
思うのですよね、こういう方向でやれ
ば。これは単身世帯のみの比較しかしてい
ませんけれども、全体を把握するにはやはり
そういう資料が必要だと思うのですけれ
ども、どうしても出ないでしょうか。出な
ければしょうがないですけれども。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市民部長大西仁君。

市民部長（大西仁君） 再質問にお答えい
たしますけれども、これはあくまでも先ほど
言いましたように、所得別、階層別にやって
おります。ということは、これについて全部
低くなっているという御質問ですけれども、
年金収入から単身世帯、そして2人世帯、こ
れの合計額で見た場合の比較を載せてありま

すので、御理解をいただきたいと感じます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で本件
の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めま
す。

よって、本件は、原案のとおり可決されま
した。

日程第9

議案第9号 富良野市犯罪のない安
全で安心な地域づくり条例の制定に
ついて

議長（北猛俊君） 日程第9 議案第9号
富良野市犯罪のない安全で安心な地域づくり
条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、さきの議会運営委員長報告のと
おり精査を要しますので、市民福祉委員会に付
託の上、閉会中の継続審査といたしたいと存
じます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めま
す。

よって、本件は、ただいまお諮りのと
おり、市民福祉委員会に付託することに決しま
した。

日程第10

議案第10号 富良野市学童保育セ
ンター設置条例の全部改正について

議長（北猛俊君） 日程第10 議案第1
0号富良野市学童保育センター設置条例の全

部改正についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、さきの議会運営委員長報告のとおり精査を要しますので、市民福祉委員会に付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、ただいまお諮りのとおり、市民福祉委員会に付託することに決しました。

日程第11

議案第11号 富良野市議会議員及び富良野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

議長(北猛俊君) 日程第11 議案第11号富良野市議会議員及び富良野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第12

議案第12号 政治倫理の確立のための富良野市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について

議長(北猛俊君) 日程第12 議案第12号政治倫理の確立のための富良野市長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第13

議案第13号 富良野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議長(北猛俊君) 日程第13 議案第13号富良野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第14

議案第14号 富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議長（北猛俊君） 日程第14 議案第14号富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第15

議案第15号 富良野市職員の給与に関する条例の一部改正について

議長（北猛俊君） 日程第15 議案第15号富良野市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。
質疑ございませんか。

1 番佐々木優君。

1 番（佐々木優君） 説明を受けた中で、年功的なことから査定昇給の方向にやりやすくするという内容で説明を受けたと思っております。1号級を4段階に分けるというのは、そういうことだとお伺いしておりますけれども、職種の行政を担う職員の皆さんが、そういう査定に合致するのかなのか、非常に僕は疑問に思っております。一定の同じ仕事をやられているわけではなくて、それぞれいろいろな仕事があるわけで、それ

に対して査定をしていくというのは非常に難しい仕事だというふうに、点数をつけるのは難しいことで、それは僕は無理だというふうに、年功等を査定するという評価の仕方と一長一短あるにしても、やはり大きな問題が生じるのではないかと考えております。

そういう面で、今度の改正でそういう方向を導入するということなのですからけれども、具体的にどう進めようとされているのかお伺いしたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

総務部長下口信彦君。

総務部長（下口信彦君） 佐々木議員の質問にお答えしたいと思います。

佐々木議員がおっしゃっている件につきましては、人事考課制度ということでないかと推察するところでございます。これにつきましては、かなり検討を要する事項かと、このように思うところでございます。

といいますのも、やはりこの内容につきましては、一つには適材適所の資料となる、あるいは人材育成につながるものでなくてはならないというものでございまして、こういうものが普通昇給と特別昇給、それから職務実績の評価に基づいて複合して上がっていくというシステムになってございまして、そこも人事考課ということになりますと、やはり職員の納得ですとか、そういうものでなければ、こういうものが制度的にはでき得ないという、私も認識をとらえてございまして、来年度からこの人事考課制度につきまして検討していかなければならないと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

1 番佐々木優君。

1 番（佐々木優君） 人事考課ももちろんそのとおり重要な問題なのですけれども、先日、勤務実績の給与への反映という資料をいただきました。その中で、勤勉手当の人員分布の拡大という図なのですけれども、これをいただきました。これには何が書いてあるか

というと、特に優秀な人、今1%なのだけでも、これを5%から10%に拡大をする。優秀な人、今20%なのだけでも、25から30%に拡大をする。良好、良好というのは標準という意味だそうですけれども、この方を少なくする。要するに格差をつけるという方向を示されているわけですけれども、このことを具体的に進めようとされているのかどうか。進めようとするなら、具体的にどういうふうにやろうとしているのかということでお伺いしたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長下口信彦君。

総務部長（下口信彦君） 御質問にお答えしたいと思います。

今までの九級制の中で、これも1年に1号俸昇給しているところでございます。これにつきましては、すなわち1年経過した中で、いろいろな職種を経験いたしまして知識が身につについていく、そして能力がスキルアップしている。そうすることで1号俸を昇給させている状況がございまして、今回も同じような考え方をいたしまして、4号俸を基準といたしまして昇給をさせたいという考え方をしております。

そこで、先ほど申しましたことですが、これにつきましては、やはりこの人事考課の中でどうしていくかということが一つ考えられます。そういうことですが、先ほど答弁いたしましたとおり、人事考課制度を来年から検討いたしまして、そういうものも複合した中で、先ほど言いました、例えば4号俸、6号俸、8号俸という段階がございまして、そういったものも導入した中でいかなければならないと、このように考えているところでございます。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） 今の質問に関連すること、同じようなことかもしれませんけれど

も、ここの4番、職員の昇給は規則で定める日に、この章の中の勤務成績に応じて行うものとするでございます。この条例の中の勤務成績に応じてという勤務成績の評価、今と重なる部分もありましようけれども、もう一度、勤務成績に応じての評価のきちんと確固たる、こういうのでという部分は、これはしっかりとでき上がっているのでしょうか。そういう中身についてお伺いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長下口信彦君。

総務部長（下口信彦君） お答え申し上げます。

先ほど佐々木議員にお答えしたとおり、この制度につきましてはまだ私どもは持っていない。ですから、先ほど答弁したとおり、来年度におきまして検討してつくり上げていきたいと、このように思っているところでございます。

つまり、人事評価は、言ってみれば、私どもが意識の改革ですとか、最終目的は能力や成果を高めて、やはり市民サービスの向上につなげるようなことにしていかなければならない、私はそのように感じておりまして、そういうような方向で検討し、そういうシステムをつくり上げていきたい、このように思っているところでございます。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） ということは、20年度でこれを策定してつくっていくという、今のお話だったら見解でよろしいのですか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長下口信彦君。

総務部長（下口信彦君） 来年度から検討していくということでございますので、いろいろとつくり方等につきましては、今、国のほうも試行という形でやっております。行っておりませんで、試行の段階でございます。

そういった段階で、国のほうもいろいろと

示しているものがございますし、そういうものも見ながら本市に合った制度をつくり上げていきたいと、このように思っているところでございます。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

2 番宮田均君。

2 番（宮田均君） これは議案の一部の改正なのですが、一部の改正になって4月1日から施行になるということについて、それが現実的に来年度からなっていくということについて、勤務成績に応じてという、この勤務成績がまだでき上がっていないにもかかわらず、その年度末には評価をするということに理解してよろしいですか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長下口信彦君。

総務部長（下口信彦君） 先ほど申し上げましたとおり、現段階では、1年経過したときにはいろいろな職種を経験して知識が身についていくと。そして、また、能力がスキルアップするという標準的なラインの中で4号俸を示していきたい。その段階で、例えばそれ以上、6だとか8だということになりますと、いろいろと考課制度的なものを入れながら総合的にしていかなければならない。

ですから、標準的に言いますと、この制度ができるまでについては、皆さん1年たちますといろいろと経験しながら能力もスキルアップしていきますので、標準的には4号俸を賦課していきたいと、このように思っているところでございます。

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めま

す。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第16

議案第16号 富良野市立学校設置
条例の一部改正について

議長（北猛俊君） 日程第16 議案第16号富良野市立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

9 番穴戸義美君。

9 番（穴戸義美君） 提案されております内容について確認をさせていただきたいと思っております。

この内容を見てまいりますと、一つの学校が3月末で閉校の予定だということから、条例の一部改正が提案されてございます。

このことはよろしいわけではありますが、この内容を見てまいりますと、書類の整理の中で、同じ学校が住所が二つ載っているということでもあります。現在使われておりますこの学校の住所の設定については、何を根拠にしてこの住所に設定されていたのか。また、3月いっぱい閉校されることによって、この条例を改定する学校の住所が、何を想定して、何を根拠にしてこの住所に改定をしようとしているのかお尋ねをいたしたいと思っております。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長杉浦重信君。

教育委員会教育部長（杉浦重信君） 穴戸議員の御質問にお答えをさせていただきます。

山部小学校の位置、住所の関係だと思えますけれども、これにつきましては、山部第1小学校が閉校、廃止になりまして、山部小学校の統合に伴う一部改正ということでございまして、今回の一部改正に合わせまして、山部小学校の位置、住所を、古い字名から現行

の字名に改めまして整備しようとするものでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

9番 穴戸義美君。

9番（穴戸義美君） 住所の設定がいつされたか、ちょっと記憶にございませんけれども、現在まで使われていた住所については過ちであったということで、今回あわせてこの過ちを条例変更とともにするのだということなのでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長杉浦重信君。

教育委員会教育部長（杉浦重信君） 以前の住所、これについては古い字名でありまして、現在使われている字名に改めるものでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

9番 穴戸義美君。

9番（穴戸義美君） ちょっとはっきり行き来していないかなと思いますけれども、こういった公共的な施設の住所については、同じ行政の中でありまして、正式に改めるのだということでありまして、この正式に改める住所の設定は、もう20年も前からだと思いますけれども、この間、今日まで、また過ちであるということがわかって、4月まで過ちのままやるということについては、ちょっと理解をしかねるわけでありまして、単に正規に直すのだと言われても、今まで何をしていたのかなと思われるので、これは、例えば住民ですと、いつから住所がこういうふうに名称が変わったのだということはわかりますけれども、同じ行政の中でありまして、いつこういった正規の住所に変わったかすぐわかると思うのですが、正規に変わった時点で学校の所在地を変更しなければならないと思っておりますけれども、今日までこのようになっていたのだと、これは気がつかなかったとか、わからなかったということで今日になったかと思う

わけでありまして、現在はまだ12月であります。この住所が違うのだということがわかっていても3月いっぱいはこのままでいくのだと、その辺がちょっと理解できないのであります。御答弁をいただきたいと思いません。

議長（北猛俊君） 暫時休憩いたします。

午後 1時28分 休憩

午後 1時28分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の穴戸義美君の質問に御答弁願います。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） 穴戸議員の御質問にお答えを申し上げます。

今、穴戸議員が疑問に持たれているのは、過去からの山部の住居表示のあり方を気にしているのかなと思います。

実際、町内、何町内という過去の行政区で表示をした場合もございます。それから、何条通何丁目という表示の仕方、また、地番に合わせて何番地という表示の仕方をさせていただいている場合がございます。

今回は、現在使われている住居表示の住所に改めるものでございまして、今後、その山部の住所の関係につきましては、過去からの問題もございまして、検討をしなければならぬ部分だということがございますので、統一をされたときにまた住所が変わる可能性もあると認識をしております。

現在のこの表示につきましては、今使われている住居表示の名称になっていると考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第17

議案第17号 富良野市建築確認申請等手数料徴収条例の一部改正について

議長(北猛俊君) 日程第17 議案第17号富良野市建築確認申請等手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第18

議案第22号 富良野市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定について

議長(北猛俊君) 日程第18 議案第22号富良野市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第19

議案第23号 富良野市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の制定について

議長(北猛俊君) 日程第19 議案第23号富良野市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

8番岡本俊君。

8番(岡本俊君) 議案第23号であります。資料としていただいておりますが、白地の土地の動向だとか都市計画の方向性、さらには用途制限についての考え方等、資料としていただいております。

私は、こういうふうには制限する中において、延べ床面積だとか制限されておりますが、私は同時に高さも制限すべきではなかったのかと思っております。つまり、今の議事でいけば、延べ床面積を含めて、富良野の景観だとか、そして富良野の観光地としてのいろいろな景観も含めて考え出された制限だと理解しております。ですから、同時に高さも制限すべきではなかったのかなど、そのように私は思っています。ですから、その辺について御答弁を願いたいと思います。

議長(北猛俊君) 御答弁を願います。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） 岡本議員の御質問にお答えいたします。

現在、用途地域に指定されている部分については高さ制限がございますけれども、今回の特定用途地域制限につきましては、規模の制限をさせていただいて、高さ制限等については規定はございません。

ただ、これから部分的に市民の要望を含めて高さ制限を設けるべきだという部分があれば、地域を含めて、北の峰の部分も高さ制限してございませんので、それを含めながら、住民の方々と相談しながら、この部分については検討しなければならないのかなと考えてございますけれども、今の段階では、制限指定につきましては、規模の制限だけさせていただいているということでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

8番岡本俊君。

8番（岡本俊君） あそこに携帯のアンテナだとか、北の峰地域を含めて、やはり景観を守るという部分では、どうしても高さ制限が必要かなと私は思っているわけです。

この延べ床面積を含めて、程度、高さを制限できると判断されているのか。地域の住民の皆さんの要望を受けながら今後考えていくという方向性なのですが、できてからではちょっと遅いのかなと理解しているのです。書類を出されてから制限するというのも大変だと思いますので、私は行政が主体となって、改めてこの高さ制限に関するリーダーシップをとりながら検討すべきだと思っておりますが、その点についていかがなものでしょうか。

議長（北猛俊君） 暫時休憩いたします。

午後 1時35分 休憩

午後 1時36分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の岡本俊君の質問に御答弁願いま

す。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） 今回、規模の決定をさせていただいている共同住宅、例えば1,500平米という規定をさせていただきます。ホテルにあっては3,000平米という形をとってございますけれども、これを建築基準法に基づいて計算しますと、まず、建ぺい率が10分の6と、容積率は2倍という形になるかと思えます。それで計算しますと、例えば床面積が500平米だという部分の中で高さ制限をしますと1,500平米まで建てられますから、1,500平米割ることの500平米で計算しますと3階となるかと思えます。

それから、3,000平米でいえば、大体6階分に相当するという形で私どもは考えてございますので、ある程度規制はされるものかと考えてございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第20

意見案第1号 BSE全頭検査の実施に関する意見書

議長（北猛俊君） 日程第20 意見案第1号BSE全頭検査の実施に関する意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

8 番岡本俊君。

8 番（岡本俊君） - 登壇 -

BSE 全頭検査の実施に関する意見書。

菊地議員外 5 名の賛同を得て提出するものであります。

現在、食の安全・安心が問われており、その中におきまして、BSE 検査は全都道府県が実施し、それに厚生労働省が補助を行っているところでございます。しかし、平成 20 年 7 月末をもって打ち切るとの方針を出したところであります。

今、食の安心・安全を重視されている中でこのような判断というのは、都道府県の地道な取り組みを阻害するものであり、甚だ遺憾なものであります。

下記の意見書の 3 点をもって行いたいというふうに思っております。

まず、第 1 点は、国は、BSE 全頭検査が継続されるよう、20 カ月齢以下の BSE 検査に対する補助金を継続し、都道府県ごとにそごが生じないようにすること。

二つ、国は、食の安全。安心の確保に向けて、引き続き BSE の原因究明等に努めること。

三つ目、国は、地方自治体等が行う食の安全・安心を確保するための取り組みを阻害することのないよう、各都道府県に対して行ってきた通知について撤回すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見を提出するものであります。

皆様の御賛同をいただきたいと思いますので、よろしく御審議お願い申し上げます。

議長（北猛俊君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに関係機関に送付いたします。

日程第 2 1

意見案第 2 号 医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書

議長（北猛俊君） 日程第 2 1 意見案第 2 号医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

16 番東海林剛君。

16 番（東海林剛君） - 登壇 -

意見案第 2 号医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書につきましては、会議規則第 13 条の規定により、岡本俊議員外 5 名の賛同をもって提出するものでございます。

第 166 回通常国会において、医師、看護師などの医療従事者の増員を初めとする請願が採択されました。

今、医療現場の実態は、かつてなく過酷になっており、医師や看護師などの不足が深刻化してきております。

北海道では、医師、看護師の確保が困難なため、診療科の縮小や病棟を閉鎖する病院が後を絶ちません。また、医師、看護師の確保が難しいことを理由に、病院自体を閉院してしまうケースも生まれております。道内の地域医療が崩壊してしまうことが危惧されます。

よって、政府においては、医療現場での大幅増員を保障する医師、看護師等の確保対策を抜本的に強化されるよう、次の事項について要望をいたします。3 点でございます。

1、国会で採択された請願内容に基づき、医師等を大幅に増員するため、月 8 日以内に夜勤を規制するなど、看護職員確保法を改正すること。

2、医師の養成を大幅にふやし、勤務条件

の改善を図るため、医師確保に向けた法律を制定すること。

3、社会保障費の削減をやめ、医師、看護師等の大幅増員に必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出させていただきたいと思えます。

よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（北猛俊君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに関係機関に送付いたします。

日程第22

意見案第3号 季節労働者対策の強化を求める意見書

議長（北猛俊君） 日程第22 意見案第3号季節労働者対策の強化を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

1 番佐々木優君。

1 番（佐々木優君） - 登壇 -

意見案第3号季節労働者対策の強化を求める意見書につきましては、岡本俊議員外5名の皆さんの賛同を得て提出いたします。

過去30年にわたって、季節労働者の冬期間の雇用と暮らしを守る命綱として重要な役割を果たしてきた冬期技能講習など、国の季

節労働者冬期援護制度が07年3月で廃止をされた上に、雇用保険法の改悪で、50日分の特例一時金が本則で30日分、当分の間は40日分に削減されました。

季節労働者は、ことしの冬、特例一時金が1人平均5万円減って20万円となり、冬期受講給付金もなくなり、厳冬の北海道において、ほかに収入のない3から4カ月の生活を支えてきたこれらの制度の廃止、削減は、季節労働者の生活を大きく脅かすものです。

国は、今年度から通年雇用促進支援事業などを実施するとしていますが、予算規模は総額3億2,000万円に過ぎず、事業内容も賃金や受講給付金など所得保障にかかわるものは認めないなど制約が多いため、有効な対策とは言えません。

通年雇用促進自体にだれも異存はありませんが、北海道の厳しい冬の自然条件と、それに伴うコスト増という制約もあり、なお相当数の労働者が季節的に失業せざるを得ないのが現実です。

よって、政府は、下記の対策を具現化されるよう強く要望いたします。

通年雇用促進支援事業予算を大幅に増額し、事業内容の改善を図るとともに、季節労働者の実態に即した弾力的運用を図ること。さらに、実効ある季節労働者対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

よろしく願いいたします。

議長（北猛俊君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めま

す。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに関係機関に送付いたします。

日程第 2 3

意見案第 4 号 灯油等石油製品の価格を引き下げのための緊急対策を求める意見書

議長（北猛俊君） 日程第 2 3 意見案第 4 号灯油等石油製品の価格を引き下げのための緊急対策を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

1 5 番菊地敏紀君。

1 5 番（菊地敏紀君） - 登壇 -

灯油等石油製品の価格を引き下げのための緊急対策を求める意見書は、岡本議員外 5 名の賛同者をもって、議会規則第 1 3 条の規定により提出するものでございます。

灯油等石油製品の価格を引き下げのための緊急対策を求める意見書。

原油価格の高騰により、灯油、ガソリン等石油製品の価格を初め、生活物資、サービスなどの値上がりが続いており、国民生活に深刻な打撃を与えている。

特に、多くの市民が暖房などを灯油に頼らざるを得ない本市では、これから積雪、厳冬期を迎え、灯油価格の高騰が家計を直撃し、極めて深刻な事態が想定される。

つきましては、市民が安心して生活できるよう、石油製品の価格を引き下げのための対策として、次の項目を緊急に取り組むよう強く要望するものであります。

記につきましては、六つの事項が書かれておりますけれども、御一読をいただきたいと思っております。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定に基づき意見書を提出するものであります。

よろしく御審議のほど、御賛同くださいますことをお願い申し上げます。

議長（北猛俊君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに関係機関に送付いたします。

日程第 2 4

意見案第 5 号 保険でよい歯科医療の実現を求める要望意見書

議長（北猛俊君） 日程第 2 4 意見案第 5 号保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

5 番千葉健一君。

5 番（千葉健一君） - 登壇 -

意見案第 5 号保険でよい歯科医療の実現を求める意見書。

会議規則第 1 3 号の規定により、岡本俊議員外 5 名の賛同を得て提出するものであります。

保険でよい歯科医療の実現を求める意見書。

歯や口腔の機能が、全身の健康、介護、療養上の改善に大きな役割を果たすことが、厚生労働省の厚生労働科学研究所等で実証されています。その結果として、医療費を抑制する効果があることが、兵庫県歯科医療会等で実証されています。

しかしながら、公的医療費の抑制により患者の自己負担が増大し、保険で歯科診療を受けにくくなっています。国民は、患者負担を

減らしてほしいと切望しています。

以下、3点を要望いたしまして提出をいたします。

一つ、支払い可能な自己負担額にすること。

二つ目、良質な歯科医療ができるように診療報酬を改善すること。

三つ目、安全で普及している歯科技術を保険がきくようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

御審議のほどよろしく願います。

議長（北猛俊君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに関係機関に送付いたします。

日程第25

意見案第6号 「森林環境税（仮称）」の導入を求める要望意見書

議長（北猛俊君） 日程第25 意見案第6号「森林環境税（仮称）」の導入を求める要望意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

14番岡野孝則君。

14番（岡野孝則君） - 登壇 -

意見案第6号「森林環境税（仮称）」の導入を求める要望意見書として、岡本俊君外5名の賛同を得て提出をいたします。

北海道の森林の面積は554万ヘクター

ル、北海道の総面積の71%に当たり、日本の森林面積の22%を有しております。

森林は、林産物を供給するとともに、水資源の涵養機能、洪水、土砂災害などの防止、自然環境及び生物の生息地であります。また、二酸化炭素吸収による地球温暖化防止の役割を担っています。

しかし、近年、高齢化や過疎など林業を取り巻く環境の悪化など、山林の荒廃化が深刻化されております。

今後、森林整備の重要性がクローズアップされ、国に頼るばかりでなく、地方自治体が森林整備を行い、費用負担を幅広く求める法定外目的税として徴収する「森林環境税」が必要となってきております。

導入により、森林の大切さを認識するとともに、環境問題が大きなテーマとなる洞爺湖サミットが開催される北海道として、地球環境を守る行動が切望されます。

以上の趣旨により、「森林環境税」の導入を強く求める立場から、次の事項を要望いたします。

1点目、「森林環境税」を早期に導入し、森林の整備や保全の促進を図ること。

2点目、「森林環境税」の一定割合を市町村交付金とすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員各位の賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長（北猛俊君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） 説明文書の内容からいきまして、提出先のことなのですが、これは北海道知事に出すということになっておりますけれども、この問題については、洞爺湖サミットなどCO₂の削減に向けては、やはり国、各大臣、関係所管に配られるべきと僕は思いますが、その点について。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

14番岡野孝則君。

14番（岡野孝則君） 御答弁をいたしたいと思います。

今回の案件については、私といたしましては、やはり第1段階として北海道からこれを発信すると、そういう考え方の中でいきたいと思っております。ということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに関係機関に送付いたします。

日程第26

意見案第7号 産地づくり交付金等の税制特例による一時所得扱いの継続を求める意見書

議長（北猛俊君） 日程第26 意見案第7号産地づくり交付金等の税制特例による一時所得扱いの継続を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

6番今利一君。

6番（今利一君） - 登壇 -

意見案第7号産地づくり交付金などの税制特例による一時所得扱いの継続を求める意見書は、会議規則第13条の規定により、菊地敏紀議員外5名により提出するものであります。

国は、これまで米の需給調整に対する支援措置として、議員立法により水田農業構造改

革交付金などについて特例措置を講じ、産地づくり交付金などを一時所得扱いとしてきました。

しかしながら、本年度から担い手の育成、確保を名目に、米政策改革推進対策に係る交付金は、経営基盤強化準備金制度に移行させ、産地づくり交付金の税制特例を継続しない方針を示しております。

このため、米の需給価格の安定及び農業経営の安定を図るため、産地づくり交付金などについては、本年度も前年同様に税制特例措置を講じ、一時所得扱いが継続されるよう強く要望するものであります。

記といたしまして、米政策改革推進対策に係る交付金（産地づくり交付金）については、経営基盤強化準備金制度の対象から除外するとともに、平成19年度以降も税制特例による一時所得扱いを継続することを求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出するものであります。

どうかよろしく御審議のほど賛同を得ますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに関係機関に送付いたします。

日程第27

意見案第8号 いじめ・不登校対策

のための施策を求める意見書

議長（北猛俊君） 日程第27 意見案第8号いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

4番大栗民江君。

4番（大栗民江君） - 登壇 -

意見案第8号いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書。

会議規則第13条の規定により、岡野孝則議員外4名の賛同をいただき提出するものがございます。

教育現場では、いじめや不登校の問題が深刻である。いじめの発生件数は、報告されているだけでも小中高等学校数全体の約2割に当たる2万件を超え、平成17年度各地で深刻ないじめが発生し続けている。

いじめを苦しめた児童生徒の自殺が相次いだ昨秋以降、改めていじめの問題に大きな関心が集まり、文部科学省の子供を守り育てる体制づくりのための有識者会議でも議論され、ことし春には、教師や保護者、地域の大人たちに向けた提言をまとめ、教師向けのいじめ対策Q&Aも含めて全国に配布された。

一方、不登校は、主に小中学校で深刻化しており、文科省の調査、平成17年度によれば、小学校0.32%、中学校では2.75%と学年が上がるにつれて増加する傾向にある。

いじめや不登校で苦しんでいる子供たちにどう手を差し伸べてあげるのか、各地でさまざまな試みがなされているが、現場で効果を上げているものも参考にしながら、具体的な施策を可及的速やかに実施すべきである。

よって、政府においては、子供たちの笑顔と希望があふれる教育環境づくりのために、下記の事項について実現を強く要望する。

下記の事項については、御一読ください。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

議員各位の皆様の御賛同を賜りますようよ

ろしくお願いいたします。

議長（北猛俊君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに関係機関に送付いたします。

日程第28

閉会中の所管事務調査について

閉会中の都市事例調査について

議長（北猛俊君） 日程第28 閉会中の所管事務調査及び都市事例調査についてを一括議題といたします。

本件について、各委員長よりの申し出を職員に朗読いたさせます。

庶務課長 鶴飼祐治君。

庶務課長（鶴飼祐治君） - 登壇 -

総務文教常任委員会、議会運営委員会、各委員長からの所管事務調査の申し出を朗読いたします。

事務調査申出書。

本委員会は、閉会中、下記の件について継続調査を要するものと決定したので申し出ます。

総務文教委員会。

調査番号、調査第6号。調査件名、財政状況について。

次に、議会運営委員会委員長からの都市事例調査の申し出を朗読いたします。

都市事例調査申出書。

本委員会は、閉会中、下記により都市事例

調査を要するものと決定したので申し出ます。

議会運営委員会。

調査件名、議会運営と議会改革について。
調査地、三重県伊賀市、鈴鹿市。予定月日、
1月下旬。

以上です。

議長（北猛俊君） お諮りいたします。

ただいま朗読報告のとおり、閉会中の事務調査及び都市事例調査について決定いたしました
いと存じます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認め
ます。

よって、それぞれ申し出のとおり、閉会中の事務調査及び都市事例調査を許可することに
決しました。

市 長 あ い さ つ

議長（北猛俊君） 以上で、本日の日程は
終わり、本定例会の案件は、すべて終了いた
しました。

この際、市長より発言の申し出がございま
すので、これを許可いたします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） - 登壇 -

議長の発言の許可をいただきましたので、
申し上げます。

平成19年第4回定例会の閉会に当たりま
して、ごあいさつを申し上げる機会をいた
だきましたことに厚くお礼を申し上げます。

初めに、本議会に御提案いたしました一般
会計補正予算を初め、全議案の可決、承認を
いただきましたことに、衷心より御礼を申し
上げます。

本年を振り返ってみますと、懸案でありま
した地域センター病院であります富良野協会
病院の移転開院、中心街活性化センター「ふ
らっと」のオープンがあり、市民の医療の充
実と健康増進の取り組みが進められていると

ころであります。地方交付税の削減が続
き、財政の硬直化が一段と進み、地方自治体
にとりましては大変厳しい状況が続いた年で
あります。

さらに、食品の偽装表示による食の安全性
に対する不安、地球温暖化の進行、夏以降の
石油製品の高騰などにより、生産活動や市民
生活においても大変厳しい年でございました。

本市の基幹産業であります農業につきまし
ては、干ばつの影響で作物の収量は低迷し、
価格も低調に推移したところでございます。
また、観光につきましては、上半期の入り込
みが、旅行形態の変化などにより、前年より
6.2%減の119万人でしたが、外国人観
光客の宿泊数が1万1,200人と前年度よ
り40%伸びており、これまでの地道な取り
組みが実を結んだあらわれであり、関係する
皆様に対しお礼を申し上げます。

今後、オーストラリア、韓国などスキー客
の来訪、1月にはスノーボードの二つの大
会、3月には全国高等学校選抜スキー大会の
開催が予定されており、多くの入り込みとス
キーの町富良野がPRされることを期待する
ところでございます。

最後に、本年も残すところわずかとなりま
したが、議員各位におかれましては健康に十
分留意され、ますますの御活躍と輝かしい新
年を迎えられますことを御祈念申し上げ、あ
いさつといたします。

ありがとうございました。

議 長 あ い さ つ

議長（北猛俊君） - 登壇 -

19年最後の議会になります第4回定例会
を終了するに当たりまして、私からも一言ご
あいさつを申し上げたいと思います。

今定例会、10日から始まりまして、本日
までさまざまな案件について慎重に御議論を
いただきました。提案されました一般会計を
初めとする補正予算、そしてまたそれにかか

わる条例等、慎重に御審議をいただき、委員会付託あるいは議了という形で終了し得たことは、心からお礼を申し上げますとともに、議員皆さんの御協力に感謝を申し上げたいと思います。

また、議案審査あるいは一般質問等において、市長を初め理事者の皆さんにも本当に真摯に対応いただきましたことに、厚くお礼を申し上げたいと思います。

議案審査、そしてまた一般質問等で出されました意見については、この後の市政に十分に反映をいただきますように、私の立場からも要望をいたすところでございます。

本年1年を振り返ってみまして、夕張が財政再建団体になったことを含め、地方自治体には大変厳しい1年だったということが言えるのかなと思ってございます。

しかしながら、春の統一地方選挙におきまして、3名の新しい議員を迎えて、新たな体制で出発し得たこと。そして、また、先ほど市長からお話ありましたが、交流センター「ふらっと」、そしてまた地域医療の核となるセンター病院のオープンと、本当にうれしく、そしてまた富良野市の今後の将来にも大きく貢献をいただく出来事も多くあったかなと思ってございます。それらを実現する明年になるのかなと思ってございます。

最後、記憶の新しいところでは、富良野の中心街にも熊が訪れるということもございました。熊にも住んでいただきたいと思われているような富良野市であるのかなと思ってございます。そのことも含めて、富良野市の資源かというふうに思います。

明年は、平成の時代がめでたく二十を迎えるという節目の年にもなろうかと思えます。関係皆さんにおかれましては健康に十分留意され、そしてまた明るい新年をお迎えになられますことを心から御期待申し上げながら、甚だ簡単ですけども閉会のごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

閉 会 宣 告

議長（北猛俊君） これをもって、平成19年第4回富良野市議会定例会を閉会いたします。

午後 2時11分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 19 年 12 月 21 日

議 長 北 猛 俊

署名議員 今 利 一

署名議員 覚 幸 伸 夫